

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月26日
【会社名】	株式会社ピーシーデポコーポレーション
【英訳名】	PC DEPOT CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野島 隆久
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 1 番地 9
【電話番号】	0 4 5 (4 7 2) 7 7 9 5 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理財務本部長 羽江 三世士
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 1 番地 9
【電話番号】	0 4 5 (4 7 2) 7 7 9 5 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理財務本部長 羽江 三世士
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成27年6月24日開催の当社第21回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

今後の事業領域の拡大及び事業内容の多様化に対応するため、定款第2条（目的）について所要の変更を行うものであります。

経営体制の強化・充実を図るため、定款第19条（取締役の員数）について、取締役の員数を10名以内から12名以内に変更するものであります。

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第30条第2項（取締役の責任免除）及び第42条第2項（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。

なお、定款第30条の第2項の変更にしましては、監査役全員の同意を得ております。

その他、号数の新設に伴い号数の変更、文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役として、野島隆久、羽江三世士、齋藤秀樹、島野孝之、田中伸幸、高山秀廣、井澤秀昭、大林厚臣及び新任の篠崎和也、松尾裕子、山口司の11名を選任するものであります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、明石榮三、西村将樹の2名を選任するものであります。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額180,000千円以内に改定するものであります。

なお、取締役の報酬額には従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものと致します。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	327,063	26,337	1,461	（注）1	（注）2 可決（92.2%）
第2号議案				（注）1	（注）2
野島隆久	326,030	27,370	1,461		可決（91.9%）
羽江三世士	351,639	1,761	1,461		可決（99.1%）
齋藤秀樹	351,537	1,863	1,461		可決（99.1%）
島野孝之	351,647	1,753	1,461		可決（99.1%）
田中伸幸	351,585	1,815	1,461		可決（99.1%）
高山秀廣	289,738	63,662	1,461		可決（81.6%）
井澤秀昭	273,550	79,850	1,461		可決（77.1%）
大林厚臣	351,602	1,798	1,461		可決（99.1%）
篠崎和也	328,893	24,507	1,461		可決（92.7%）
松尾裕子	330,775	22,625	1,461		可決（93.2%）
山口司	328,932	24,468	1,461		可決（92.7%）

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第 3 号議案				（注） 1	（注） 2
明石榮三	287,991	65,409	1,461		可決（81.2％）
西村将樹	353,319	81	1,461		可決（99.6％）
第 4 号議案	348,062	5,338	1,461	（注） 1	（注） 2 可決（98.1％）

（注） 1 . 決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

第 1 号議案は、議決権を行使することが出来る株主の3分の 1 以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上の賛成であります。

第 2 号議案及び第 3 号議案は、議決権を行使することが出来る株主の 3 分の 1 以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

第 4 号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

2 . 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の全ての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

（ 4 ）議決権の数に株主総会に出席する株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上